

## 鳥取県告示第369号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業開設者の名称を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年5月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人だんのさと	鳥取市吉岡温泉町52-1	居宅介護支援センター 暖の里	鳥取市吉岡温泉町52-1	平成21年4月1日
〃	〃	小規模多機能施設さとに暖の里	鳥取市里仁53-1	〃

### 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人だんのさと	鳥取市吉岡温泉町52-1	ホームヘルプステーション 暖の里	鳥取市吉岡温泉町52-1	平成21年4月1日